

港湾法等における旧姓併記について（通知）

令和 8 年 3 月 30 日

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和 7 年 6 月 10 日閣議決定）において、関係府省においては、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととしています。（旧姓とは、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する「旧氏」をいう。）これらを踏まえ、別紙に掲げる法令等及び関係する告示、通知・訓令等（別紙中 7, 8, 9, 10, 11 においては、港湾内の公有水面に係る手続きに限る。）（以下、「港湾法令」という。）に基づく申請・届出、交付、署名等における旧姓の併記について、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 港湾法令の規定に基づく申請・届出、交付、署名等に係る氏名欄の旧姓併記（現行の氏名に加えて括弧書きで旧姓を併記することをいう。以下同じ。）について
申請者等が、申請・届出、交付、署名等を行おうとする際に、希望する場合は、旧姓を併記することができます。
ただし、本人確認等のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提出してください。
- 2 申請書等への記載について
旧姓併記を希望する者は、申請書等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記するものとします。

以上

(臨港地区内行為届出書の記載例)

旧姓を併記する場合は、[□□]に追記

【届出書】

第一号様式（第五条関係）（昭49運令28・全改、昭54運令20・平6運令12・平9運令64・平12運
令11・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

臨港地区内行為届出書（工場・事業場以外用）

年 月 日

港湾管理者 殿

届出者 国土 [□□] 太郎

港湾法第38条の2第1項の規定により、同項 {第1号
第2号
第4号} の施設の {建設
改良} につ
いて、次のとおり届け出ます。

(本件に関する連絡先)

国土交通省港湾局総務課 [Tel:03-5253-8662](tel:03-5253-8662)

国土交通省港湾局港湾経済課 [Tel:03-5253-8629](tel:03-5253-8629)（港湾運送事業法関係）

03-5253-8628（その他）

国土交通省港湾局産業港湾課 [Tel:03-5253-8672](tel:03-5253-8672)

国土交通省港湾局海洋・環境課 [Tel:03-5253-8684](tel:03-5253-8684)

国土交通省港湾局海岸・防災課 [Tel:03-5253-8687](tel:03-5253-8687)

国土交通省港湾局参事官（技術監理・情報化）室 [Tel:03-5253-8681](tel:03-5253-8681)

(別紙)

- 1 港湾法（昭和25年法律第218号）
- 2 港湾法施行令（昭和26年政令第4号）
- 3 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）
- 4 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）
- 5 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第88号）
- 6 港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）
- 7 運河法施行規則（大正2年内務省令第17号）
- 8 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- 9 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）
- 10 公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省・建設省令第1号）
- 11 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年農林水産省・運輸省・建設省令第1号）
- 12 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）
- 13 港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）
- 14 港湾運送事業報告規則（昭和53年運輸省令第10号）